

組合員(住宅センター会員)・リカコ会員のみなさんへ 「リカコサポート相談室」開設! 11月よりスタート

組合員が消費者から受けた住宅の相談をスムーズに仕事につなげるために建築士がサポートします。

建設産業は、法改正や新しい助成金制度など、目まぐるしく環境が変化しています。しかし、これらの変化に対応することは、中小業者にとって大きな負担でもあります。リカコサポート相談室は、本部設計者の会(一級建築士)と連携で住まい・建物づくりのトータルサポートとして、組合員・会員のみなさまの仕事を全面的にサポートします。

仕事に必要なこんな相談に…

- 図面作成 ● インспекション(建物現況調査)
- 耐震診断・補強設計 ● 各種助成制度申請代行サービス
- 確認申請 ● リフォームかし保険申請サービス etc.

※ご相談は無料ですが、ご利用には費用がかかります。

東京土建本部仕事対策部 TEL: 03-5332-3971

リカコサポート相談室 TEL: 0120-292-229 FAX: 03-5332-3972 info@recaco.net



建設国保の補助金獲得は山場です 財務省はがき要請は11月に集中して とくも。

はがき要請行動 成功のポイント

- ① 役員意思統一が肝心
- ② 群会議の場で書いてもらおう
- ③ 事業所の仲間にも昼休み等を利用して書いてもらおう
- ④ 分会財政部会で集約と点検を
- ⑤ 11月中にやりきろう



要請はがきの確認作業を行なう財務省の職員
(この要請行動は個人請願権(憲法16条)の行使であり、はがきは請願書として取り扱われます)

はがきは、群会議でやりきり、財務省へ届けていきます。本人だけでなく家族への協力もすすめます。

群会議 & 組合員・事業所訪問行動で
1人1シートをやりとげよう!

私たちの運動の成果で、厚生労働省は、「国保組合補助」として2992億8千万円を財務省へ概算要求しました。この額が財務省案でも削られることなく満額確保されるように、財務省へのはがき要請にとりくみます。

はがき要請行動は社会保障拡充のため、
組織全体でとりくみます

建設国保の補助金は
財務省に削らせない!

厚労省の要求額を財務省の 予算案に満額計上させよう

比べて納得・入ればお得 どけん共済会の 「地震共済」

地震による倒壊や火事は、一般的な火災保険(共済)だけでは十分な保障がされません。いざという時のために地震共済に加入しましょう。まずは見積もって他社と比較。断然お得です!火災共済(保険)も合わせれば段違い!!組合だからこそできる助け合い制度です。

(詳しくはパンフレットをご覧ください。)



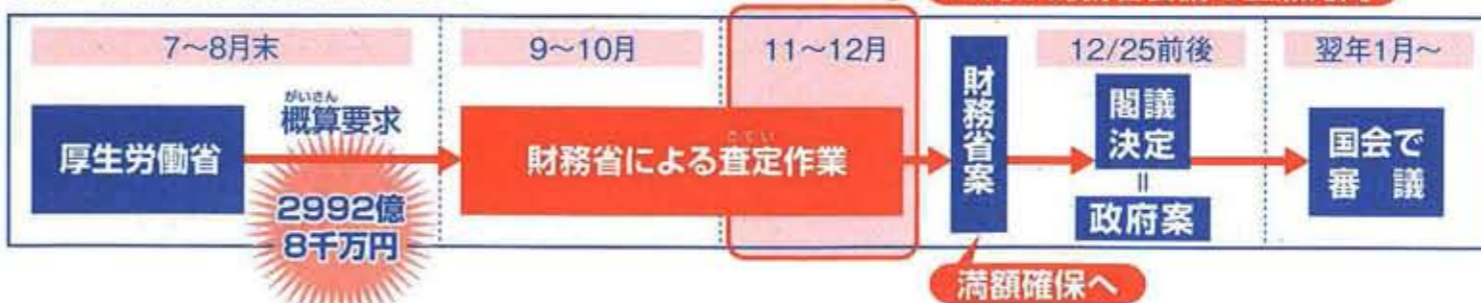
どけん共済会の情報誌「D-LIFE」第7号が発行されました。お手軽紅葉スポットやお得な情報が盛りだくさん。共済の制度を仲間を広げるアイテムとしてご活用ください。

9条を守り、沖縄県民と連帯する 署名に取り組みます。 沖縄県民の民意尊重と、 基地の押しつけに撤回 を求める全国統一署名

「戦争させない! 9条壊すな 総がかり行動実行委員会」が取り組む署名です。東京土建も憲法と平和を守り、沖縄県民と連帯して辺野古新基地建設と高江ヘリパッド建設を阻止するために積極的に取り組みます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



● 国の予算(本予算)が成立するまで



新しい仲間とのつながりを力に 仕事と暮らしを守る運動を強め、4年連続の組織増勢を実現しよう

みんなの力
秋の拡大月間で
4310人の
新しい仲間

秋の拡大月間 仲間づくり運動に ご協力ありがとうございました。

9・10月の2か月間にわたり取り組んできた秋の拡大月間は、全支部・分会の協力で全部目標を達成することができ、4310人の新しい仲間を迎えました。

この間、昼夜を分かたず支部・分会活動にご参加・ご協力いただいた組合員と家族のみなさんに心から感謝を申し上げます。

野丁場(ゼネコン)の下請け(に従事する仲間)のみなさんへ 2017年度より厚生年金等に 適正に加入していないと現場に 入場できないこともあります

最近取引先(上位企業)から社会保険(年金・健康保険・雇用保険)に入るように言われていますか？

そんなときはすぐ組合に相談しましょう。ゼネコン団体の日建連は「2017年度以降は、特段の理由がない限り、社会保険へ適正に加入していない労働者の工事現場への入場制限を徹底すること」と、各社に通知しています。最終期限まであと半年を切っています。仲間からこんな声が聞かれます。正しい知識を身につけましょう。

●「土建国保ではダメ。協会けんぽに入れ」と言われた。
↓上位企業の理解不足です。健保適用除外制度(後述)があり、土建国保をやめる必要はありません。

●社労士(あるいは税理士)に頼めばいいの？
↓社労士や税理士の場合、現在加入している健康保険を公営国保だと思いつき、こちらから適用除外の手続きをしてほしい旨を伝えないと、一般的な社会保険加入手続きをしてしまう場合があります。とにかく、まず組合に相談しましょう。

●個人でやっているのに「社会保険に入れ」と言われた。本当？
↓これも上位企業の理解不足です。社会保険の強制適用事業所は、法人か、5人以上を雇用する個人事業所です。それ以外は入る必要がありません。

●社会保険に加入したら(金銭的)負担が大きくなってやっていけない。
↓10月におこなわれた「大手企業交渉」では、大成・鹿島・大林・竹中など多くのゼネコンが「法定福利費相当額を支給する」「これを理由に工事費部分の減額はしない」と回答しています。少なくとも1次下請けまでは支払われているはず。これを私たちの手元まで届くようにするためには私たち自身が上位企業へ請求していくことが重要です。

○また大手企業交渉では社会保険加入促進について、適切な加入促進と下請け業者への正しい指導の徹底を要請しました。

具体的には…

- (1) 適切な加入を促しつつ、拙速な現場からの排除はおこなわないこと。
- (2) 健保適用除外制度の下請けへの周知・徹底をはかり、建設国保への差別をおこなわないこと。

けんぽてきようじょがい 健保適用除外 制度とは…

法人などの社会保険強制適用事業所は、協会けんぽと厚生年金にセットで加入するのが原則です。ただし適用前から土建国保に加入している場合には、協会けんぽの適用を除外して、土建国保に残ったまま厚生年金だけ加入すればよいことになっており、これを「健保適用除外」と言います。また、すでに社会保険を適用している事業所に土建国保の加入者が就職した場合には、手続きを取ることによって「二元適用(協会けんぽ加入者と土建国保加入者が混在して適用すること)」をすることが出来ます。

今こそ賃金引上げの絶好のチャンス
群会議で討議してアンケートを記入しよう

11月～12月は賃金討議資料を活用して、みんなの参加で活発な討議をお願いします。現場の実態と仲間の要求を取り上げ、様々な交渉で訴えて改善を迫る資料としていきます。



11月の群会議で賃金討議資料を読み合わせましょう。アンケート(無記名)を記入したら12月の群会議までに役員さんなどを通じて提出してください。

新しく加入された
仲間のみなさんへ

組合のことでわからないことや困りのことは、身近な役員や組合事務所へお気軽にご相談ください。

- 「新加入者歓迎会・説明会」に参加してください。
- 毎月開催される群会議に参加して、仲間のつながりをつくりましょう。
- 組合の様々な助け合い制度を、是非ご利用ください。
- 土建国保に加入していない方は、すぐれた土建国保の制度を検討してください。